

# 診療所を防犯拠点に

## 県歯科医師会、県警と協定

歯科診療所を防犯情報の発信拠点にしようと、県警と県歯科医師会（三塚憲二会長）は4日、甲府・県歯科医師会館で「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結した。県内422カ所の診療所でポスターを掲示するなどして防犯を呼び掛ける。

主な協定の内容は、①県警が犯罪発生状況などの情報を同会員に提供する②歯科医がドメスティックバイオレン

ス（DV）など犯罪被害が疑われるケースを把握した際、県警に通報する③事件・事故の被害者を見つけた場合、診療所を一時的な避難所として利用する－など。

この日は、県警生活安全部の宮崎清部長と三塚会長が協定書に調印。宮崎部長は「歯科診療所は地域の情報発信拠点となる。有効なネットワークとして協力してもらいたい」、三塚会長は「歯科医療

の提供とともに、犯罪防止に協力していきたい」と話した。県警と同会は2008年、「児童虐待防止に関する覚書」を締結。同会はこれまでに児童虐待が疑われるケース約15件を県警に通報するなどして、連携強化を図る。